中心道道場規約

第１条　目的及び使命

中心道総本山文武会館3階道場（以下「道場」という）は、中心帰一の理念及び、中心道道場訓に基づく武士道精神をもって、空の法則、波の法則、中心の法則と身体哲学を、身体を通して教授研究し、武術、丹術を互いに錬磨、研鑽することにより、日本の国力を上げるべく未来の志士を輩出する。

第２条　総本山塾長

総本山塾長は道場を代表し、道場に関するすべてを統括する。

第３条　道場運営委員会

1項　第１条の目的を達成するための諮問機関として、中心道全国連絡協議会の任命による３名以上からなる道場運営委員会（以下「委員会」という）を置く。

2項　任期は２年とし、再任、新任は中心道全国連絡協議会で決定する。

第４条　中心道道場生（以下「道場生」という）としての在り方

1項　道場生はお互いに信用・信頼し、馴れ合いになる事なく、一生の同志として、自分に厳しく求道心を持ち続ける。

2項　道場生は道場生以外にも広く日本全域及び世界に中心道を伝承する。

3項　道場生は常日頃、挨拶励行、礼儀礼節、整理整頓、健康管理、思いやりを重んじる。

第５条　資格・義務・責務

1項　武術黒帯取得者は武術正指導員として、次の義務を負う。

①　中心道に関する法則、理論、技術を錬磨・研究する義務

②　道場生に対し、中心道に関する法則、理論、技術を正しく指導する義務

③　道場の規約の遵守及び委員会と共に塾生に対し遵守させる義務

④　稽古中における塾生の怪我や事故を防止する義務

⑤　中心道の発展に寄与する義務

2項　丹術ゴールド取得者は丹術正指導員として、次の義務を負う。

①　中心道に関する法則、理論、技術を錬磨・研究する義務

②　道場生に対し、中心道に関する法則、理論、技術を正しく指導する義務

③　道場の規約の遵守及び委員会と共に塾生に対し遵守させる義務

④　稽古中における塾生の怪我や事故を防止する義務

⑤　中心道の発展に寄与する義務

3項　武術茶帯取得者は、武術準指導員として、次の義務を負う。

①　中心道に関する法則、理論、技術を習得し、模範となる義務

②　道場生に対し、中心道に関する法則、理論、技術を正しく指導する義務

③　稽古前後の速やかな行動を垂範・指導する義務

④　稽古中における塾生の怪我や事故を防止する義務

４項　丹術シルバー取得者は丹術準指導員として、次の義務を負う。

①　中心道に関する法則、理論、技術を習得し、模範となる義務

②　道場生に対し、中心道に関する法則、理論、技術を正しく指導する義務

③　稽古前後の速やかな行動を垂範・指導する義務

④　稽古中における塾生の怪我や事故を防止する義務

5項　緑帯及び黄・青・白帯の武術生は次の責務を負う。

①　中心道に関する法則、理論、技術を、自ら正しく研鑽する責務

②　稽古中における自らの怪我や事故を防止する責務

③　稽古前後の速やかな行動を率先する責務

④　日々、宇宙体操・宇宙禅を行い、毎月の稽古に積極的に参加する責務

6項　一般丹術生は次の責務を負う。

①　中心道に関する法則、理論、技術を、自ら正しく研鑽する責務

②　稽古中における自らの怪我や事故を防止する責務

③　稽古前後の速やかな行動を率先する責務

④　日々、宇宙体操・宇宙禅を行い、毎月の稽古に積極的に参加する責務

　7項　道着及び帯の管理

　　　　武術生は道着を丁重に扱い自己管理する。

帯を直に床に置いてはならない。

8項　作務衣の管理

　　　　丹術生は作務衣を丁寧に扱い自己管理する。

9項　稽古に道着、作務衣を忘れた場合は稽古に参加せず見学とする。

第６条　昇級昇段

１項　昇級昇段は、昇級昇段審査を経て、茶帯以上は総本山塾長、白帯から緑帯は総本山塾長及び各支部塾長がこれを認定する。

2項　昇級昇段審査の受験資格

武術　半年以上の経験者

丹術　1年以上の経験者

3項　昇級昇段審査の時期

1. 昇段審査は年１回、昇級審査は年３回開催とする。
2. 各支部が昇級審査を行う時は必ず総本山塾長に報告する。

　４項　階級及び審査代金

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 武術 | | 丹術 | |
| 階級 | 審査代金 | 階級 | 審査代金 |
| 黒帯 | 30,000円 | ゴールド | 10,000円 |
| 茶帯ゴールド | 10.000円 | シルバー | 5,000円 |
| 茶帯シルバー | 10,000円 |  |  |
| 緑帯シルバー | 5,000円 |  |  |
| 緑帯 | 5,000円 |  |  |
| 黄帯 | 5,000円 |  |  |
| 青帯 | 5,000円 |  |  |
| 白帯 |  |  |  |

武術黒帯二段以上は師範、黒帯初段は正指導員、茶帯は準指導員

第７条　道場の入退出

1項　道場に入る時は入口前で道場に一礼してから中に入る。

2項　塾長が来る前に帯順、年齢順に整列する。

3項　稽古に遅れて入る時は、入口前で一礼して中に入り、道場に背を向けて正座し、精神統一をして、塾長の許可を得てから稽古に参加する。

4項　退出時は出口で道場に一礼してから退出する。

第８条　道場の使用、清掃

1. 公式稽古、合宿、塾以外の自主練習及び勉強等で道場を使用する場合は、責任者を決めて目的、日時、人数を局長に事前申請し塾長の許可を取って使用する。
2. 公式稽古、合宿、塾の朝練については、事前にスプレットシートにチェックを入れ参加表明し、朝練をするメンバーの中で上位帯の代表を決め事前に道場の使用許可を局長に得る。

スプレットシートにチェックしていない道場生は稽古してはならない。

早朝の稽古なので近隣のご迷惑にならないよう大声等を出す様なことはせず

近所迷惑にならないよう細心の注意を払う。

但し、朝練はあくまで自主稽古なので、他の同志に強要するものでは無い事とする。

3項　稽古終了後、塾生全員で道場を清掃する。

各道場、サンデッキに掃除機をかけ、雑巾がけをし、常に清潔に保つ。

4項　最後に退出する者が戸締り、消灯を確認する。

第９条　飲食

道場内での飲食は基本的に禁止とする。ただし、稽古時の水分補給については許可するが、道場を汚さぬよう配慮する。

また、互師互弟時は、この規約は摘要しないものとする。

第１０条　賞罰

1項　中心道及び道場生を誹謗中傷してはならない。

　2項 総本山の許可無く武術、丹術を指導してはならない。

第１１条　全国各支部規定

　1項　全国の中心道各支部の道場もこの規約に準ずる。

1. 全国各支部、同好会稽古
   1. 支部稽古は黒帯主導の元毎月定例で稽古する。
   2. 同好会稽古は茶帯主導の元毎月定例で稽古し、黒帯が参加した場合は

支部稽古とみなす。

* 1. 黒帯、茶帯のいない稽古は自主稽古とする。
  2. 支部稽古は各支部長、同好会稽古は各担当の黒帯、もしくは各エリア長に報告の元、支部長、エリア長が総本山に報告する。
  3. 支部稽古、同好会稽古は武術face bookに投稿を許可するが

自主稽古の投稿はしてはならない。

第１２条　規定の改廃

この規定の改廃は道場運営委員会の会議を経て、総本山塾長の承認を得てこれを行う。

制定日　令和2年　8月　3日